

一般財団法人創精会松山記念病院

調剤マニュアル

【院外用】

第1版

薬物治療・調剤の基本方針

患者様の個別性を重視し、お一人おひとりの医療チームによって、処方・調剤を決定しています。基本的に分包処方、調剤が多い傾向がありますが、一剤であっても分包することもあれば、複数薬剤であってもヒートでお出しすることもあります。

- ・精神科救急病棟に入院中の患者様や退院を見据えた時期にある患者様では、お一人おひとりの個別性を重視し、処方・調剤を決定しています。
- ・精神一般病床に多い身体機能や認知機能が低下している方、介助が必要な方等では、分包を基本とし、必要に応じて一包化を進めています。
- ・頓服処方は、基本的にヒートでの処方・調剤としています。
- ・外来患者様には、これまでは処方番号ごとの調剤、薬袋作成を基本としていましたが、院外処方箋発行を機に、できる限り入院時の調剤要領を引き継ぐこと、かつ、お一人おひとりの病状に適した、ご要望にそうこととしました。

令和4年3月30日作成

目次

1. 錠剤
2. 散剤
3. 水剤
4. 外用剤
5. 一包化調剤
6. 各種問い合わせ一覧

1. 錠剤

①医師の特別な指示がない場合は全てを一包化する

<例>

Rp1. A錠 1錠

B錠 1錠

1×朝食後 14日分

Rp2. C錠 3錠

3×毎食後 14日分

⇒朝食後 3錠、昼食後 1錠、夕食後 1錠で分包

②バラ包装しか販売されていない錠剤は分包する

③1回量に0.5錠、0.25錠等端数が含まれるものは分包する

<例>

ビペリデン錠1mg 1.5錠は 1.5錠/包 で分包する

④割線がない錠剤でも、粉砕可能であれば分割する

ただし、0.25錠の場合、錠剤が小さく不均等になる場合は、分割ではなく粉砕する

⑤以下の薬剤は分包しない

- ・吸湿性などがあり分包不可となる薬剤
- ・麻薬、抗がん剤、ジスロマック等パッケージ製剤
- ・クロザリル（患者が分包を希望する場合、別包とすれば可）

⑥患者が調整する薬剤（下剤等）は別包とする

2. 散剤

①医師の特別な指示がない場合は同一用法のもの全てを一包化する

<例>

Rp1. A 散 3g
 B 散 3g
 3×毎食後 14日分
Rp2. C 散 3g
 3×毎食後 14日分
⇒A 散、B 散、C 散を計量し混合分包する

②市販ヒート薬品があるものはヒート薬品を使用する

ただし、同一 Rp 内に散剤が2種類以上ある場合は、それぞれを計量し混合分包する

③賦形剤の添加

- ・薬用量が少量の場合は、調剤及び服用を確実にするため賦形剤を以下のように加える
 - ・服用回数が1日1回の場合、1包の総量が0.5g未満の時、乳糖を0.5g加える
 - ・服用回数が1日2回の場合、1日の総量が1.0g未満の時、乳糖を1.0g加える
 - ・服用回数が1日3回以上の場合、1日の総量が1.0g未満の時、乳糖を1.5g加える
 - ・錠剤の粉碎、脱カプセルは、1錠（カプセル）0.5g未満の時、乳糖を0.5g加える

④以下の薬剤は他の散剤または粉碎した錠剤と混合とせず単独調剤とする

- ・塩化ナトリウム
- ・タンニン酸アルブミン

⑤錠剤の粉碎

院内作成の粉碎データ一覧及び「錠剤・カプセル剤粉碎ハンドブック」参照

【参考資料】 錠剤・カプセル剤粉碎ハンドブック（第8版）、じほう、2020.

3. 水剤

①水薬瓶の容量

10mL（プリビナ点鼻液のみ）、60mL、100mL、200mL、300mL、500mL

②以下の薬剤は原液で投与する

- ・アルロイドG内用液 5%
- ・ガスコンドロップ内用液 2%
- ・シアナマイド内用液 1%
- ・ストラテラ内用液 0.4%
- ・セレネース内服液 0.2%
- ・デパケンシロップ 5%
- ・プリビナ点鼻液 0.05%

※初回投与時には計量カップをつけて交付する

※総量が多く薬剤を分割する際は、薬剤そのものと端数を水薬瓶に入れ交付する

※ストラテラ内用液について、100mL 以上の場合は端数をストラテラ専用容器に分け、アダプターを容器につけ交付する。小分けした専用容器には、「開封後 45 日以内に服用してください」の注意喚起を添付する

※プリビナ点鼻液の小分けには 10mL の水薬瓶を使用する

③以下の薬剤は水道水または滅菌精製水で希釈し投与する

- ・メジコン配合シロップ（水道水で希釈）

※メジコン配合シロップの希釈は、約 2 倍希釈とする

<例>

メジコン配合シロップ 18mL

3×毎食後 7日分

⇒メジコン配合シロップ 126mL を 200mL 容器に入れ、水道水で希釈する

4. 外用剤

①軟膏容器の容量

10 g、20 g、30 g、50 g、100 g

②医師の指示がある場合は練合する

練合の可否は「軟膏・クリーム配合変化ハンドブック」参照

※オルセノン軟膏 0.25%とユーパスタコーワ軟膏の連合に関して、「軟膏・クリーム配合変化ハンドブック」では混合不可となっているが、基剤の特徴を活かすため、連合する

【参考資料】 軟膏・クリーム配合変化ハンドブック（第2版）、じほう、2016

5. 一包化調剤

①以下の薬剤は一包化しない

- ・ PTP 包装やヒートシール包装など既製品での保存が規定されている（望まれる）薬品
- ・ 麻薬
- ・ 抗がん剤
- ・ ジスロマック等パッケージ製剤
- ・ クロザリル（患者が分包を希望する場合は別包とすれば可）

②原則、同一服用時点の薬剤、複数の処方番号は一包化する

6. 各種問い合わせ一覧

①保険番号等医事関連

医事課 TEL 089-925-3211（代表）

対応時間 9：00～17：00

②①を除くすべての案件

薬剤課 TEL 089-925-3305（直通）

FAX 089-923-7299（代表）

対応時間 9：00～17：00